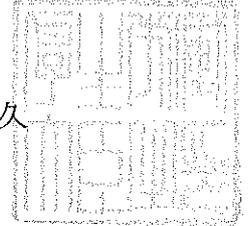


資料 1 - 10

厚生労働省発生食 1020 第 2 号
令和 2 年 10 月 20 日

食品安全委員会
委員長 佐藤 洋 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 13 条第 1 項の規定に基づき、清涼飲料水の規格基準について別添のとおり改正を行うこと。



清涼飲料水の規格基準の改正について

1. 経緯

清涼飲料水については、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。）第 13 条第 1 項の規定に基づいて、食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号。以下「告示」という。）に規格基準が定められている。このうちミネラルウォーター類、冷凍果実飲料及び原料用果汁以外の清涼飲料水（以下「その他の清涼飲料水」という。）にあつては、製造基準において、「容器包装に充填し、密栓若しくは密封した後殺菌するか、又は自記温度計をつけた殺菌器等で殺菌したもの若しくはろ過器等で除菌したものを自動的に容器包装に充填した後、密栓若しくは密封しなければならない。」とされており、原則、これ以外の方法により製造することは認められていない。

他方で、HACCP の普及や規制の弾力化の観点から平成 7 年の法改正で総合衛生管理製造過程の承認制度（以下「承認制度」という。）が新設され、平成 11 年には清涼飲料水も対象食品に追加された。そのため、製造基準によらない製造方法であっても、当該方法につき、承認制度に基づく承認がなされている場合には、当該方法で清涼飲料水を製造することができた。

現在、承認制度に基づき、殺菌した後に原材料を添加したその他の清涼飲料水が 2 製品承認されているが、承認制度は、食品衛生法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 46 号。以下「改正法」という。）によりすべての食品等事業者が HACCP に沿った衛生管理が義務づけられ、役割を終えることから廃止された。廃止に当たり、改正法附則第 3 条により、改正法による改正前の法第 13 条第 1 項の承認に係る同項に規定する総合衛生管理製造過程を経た食品の製造又は加工については、当該承認の有効期間の満了の日までは、なお従前の例によるとされているものの、有効期間の満了の日以降、当該品の製造販売は認められなくなる。

そのため、当該清涼飲料水を承認の有効期間満了後も製造販売できるようにするため、清涼飲料水に係る規格基準を改正することについて、薬事・食品衛生審議会に諮問し、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議され、改正案について了承された。

2. 改正の内容

その他の清涼飲料水の製造基準に以下の規定を追加すること。なお、乳酸菌、酵母、発酵乳又は乳酸菌飲料の混合工程以降が適切な方法で管理されていることについては、HACCP に基づく衛生管理等により安全性が確保されていることを

示す文書の提出を求める等、厚生労働省で確認することとする。

【規定案】

清涼飲料水のうち、既存の製造基準で定める方法により殺菌又は除菌したものに乳酸菌、酵母、発酵乳若しくは乳酸菌飲料を混合するものにあつては、混合以降の工程を、病原微生物により汚染されない適当な方法で管理し、自動的に容器包装に充填した後、密栓若しくは密封しなければならない。

3. 今後の方向

食品安全委員会から答申を得た上で、告示の一部改正について、パブリックコメント等の所要の手続きを行う。